

「新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

横浜市では、これまで、Dance Dance Dance @ YOKOHAMA、横浜音祭りなどの芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての取組等により、市民の文化芸術への機運を高め、文化芸術創造都市としての存在感を発揮してきました。今後、横浜の魅力をもっと高め、プレゼンスを大きく向上させるために、トップクラスの実演団体の活動拠点であり、海外の主要実演団体が継続的に公演する、本格的な舞台芸術の拠点となる劇場計画を検討しています。優れた文化芸術の創造と発信とともに、羽田空港からの至便性などを生かしたインバウンド誘客、横浜都心臨海部で立地が進んでいる MICE・エンターテインメント施設との連携などにより、経済効果に資するものを目指します。

令和元年度は、有識者による「横浜市新たな劇場整備検討委員会」で本市における新たな劇場の必要性、整備の在り方等を検討し、「新たな劇場の整備を推進すべき」との提言（第一次）が提出されました。2年度は、施設概要や管理運営に関する検討をします。

本業務は、令和元年度に「横浜市新たな劇場整備検討委員会」から提出された提言（第一次）を踏まえ、新たな劇場における運営の考え方、年間プログラムの計画案、収支計画案の見直しなど、管理運営に関する検討を進めることを目的としています。

2 プロポーザルの手続き

(1) 件名

新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託

(2) 主催者

横浜市（政策局芸術創造本部室劇場計画課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

5 その他

- (1) この要領は、令和2年3月26日に施行され、令和2年5月15日に改訂されたものです。
- (2) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

6 事務局

横浜市政策局芸術創造本部室劇場計画課 新木

所在地 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4399

プロポーザル実施スケジュール

